

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十一日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第五号

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職務の級の分類に関する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前																											
<p>別表第一（第二条関係） 一 行政職給料表 イ 知事部局</p> <table border="1"> <tr> <td>職務の級 (略)</td> <td>基準となる職務 (略)</td> <td>機関 (略)</td> <td>職務 (略)</td> </tr> <tr> <td>五級 (略)</td> <td>1 本庁の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 規模の大きい地方機関の次長の職務</td> <td>本庁 (略)</td> <td>担当課長 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>				職務の級 (略)	基準となる職務 (略)	機関 (略)	職務 (略)	五級 (略)	1 本庁の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 規模の大きい地方機関の次長の職務	本庁 (略)	担当課長 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>別表第一（第二条関係） 一 行政職給料表 イ 知事部局</p> <table border="1"> <tr> <td>職務の級 (略)</td> <td>基準となる職務 (略)</td> <td>機関 (略)</td> <td>職務 (略)</td> </tr> <tr> <td>五級 (略)</td> <td>1 本庁の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 規模の大きい地方機関の次長の職務</td> <td>本庁 (略)</td> <td>担当課長 一 長 二 政策監 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>				職務の級 (略)	基準となる職務 (略)	機関 (略)	職務 (略)	五級 (略)	1 本庁の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 規模の大きい地方機関の次長の職務	本庁 (略)	担当課長 一 長 二 政策監 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
職務の級 (略)	基準となる職務 (略)	機関 (略)	職務 (略)																												
五級 (略)	1 本庁の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 規模の大きい地方機関の次長の職務	本庁 (略)	担当課長 (略)																												
(略)	(略)	(略)	(略)																												
職務の級 (略)	基準となる職務 (略)	機関 (略)	職務 (略)																												
五級 (略)	1 本庁の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 規模の大きい地方機関の次長の職務	本庁 (略)	担当課長 一 長 二 政策監 (略)																												
(略)	(略)	(略)	(略)																												
<p>ロ (略) ハ 教育委員会</p> <table border="1"> <tr> <td>職務の級 (略)</td> <td>基準となる職務 (略)</td> <td>機関 (略)</td> <td>職務 (略)</td> </tr> <tr> <td>三級 (略)</td> <td>主査又は係長の職務</td> <td>中学 (略)</td> <td>一 事務長 二 事務主幹 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>学校 (略)</td> <td>三 主幹 別支援 校司書 (略)</td> </tr> </table>				職務の級 (略)	基準となる職務 (略)	機関 (略)	職務 (略)	三級 (略)	主査又は係長の職務	中学 (略)	一 事務長 二 事務主幹 (略)	(略)	(略)	学校 (略)	三 主幹 別支援 校司書 (略)	<p>ロ (略) ハ 教育委員会</p> <table border="1"> <tr> <td>職務の級 (略)</td> <td>基準となる職務 (略)</td> <td>機関 (略)</td> <td>職務 (略)</td> </tr> <tr> <td>三級 (略)</td> <td>主査又は係長の職務</td> <td>中学 (略)</td> <td>事務長 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>学校 (略)</td> <td>事務主幹 (略)</td> </tr> </table>				職務の級 (略)	基準となる職務 (略)	機関 (略)	職務 (略)	三級 (略)	主査又は係長の職務	中学 (略)	事務長 (略)	(略)	(略)	学校 (略)	事務主幹 (略)
職務の級 (略)	基準となる職務 (略)	機関 (略)	職務 (略)																												
三級 (略)	主査又は係長の職務	中学 (略)	一 事務長 二 事務主幹 (略)																												
(略)	(略)	学校 (略)	三 主幹 別支援 校司書 (略)																												
職務の級 (略)	基準となる職務 (略)	機関 (略)	職務 (略)																												
三級 (略)	主査又は係長の職務	中学 (略)	事務長 (略)																												
(略)	(略)	学校 (略)	事務主幹 (略)																												
<p>二 公安職給料表 ニ 又 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>職務の級 (略)</td> <td>基準となる職務 (略)</td> <td>機関 (略)</td> <td>職務 (略)</td> </tr> <tr> <td>七級 (略)</td> <td>1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 警察本部の部主管課の次席の職務 4 警察署の次長の職務 5 特に困難な業務を行う課</td> <td>警察本部 (略)</td> <td>一 一十三 (略) 十四 術科・現場 対応指導 室長 十五 一十三 二 (略) 三十三 自 転車小型 モビリティ</td> </tr> </table>				職務の級 (略)	基準となる職務 (略)	機関 (略)	職務 (略)	七級 (略)	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 警察本部の部主管課の次席の職務 4 警察署の次長の職務 5 特に困難な業務を行う課	警察本部 (略)	一 一十三 (略) 十四 術科・現場 対応指導 室長 十五 一十三 二 (略) 三十三 自 転車小型 モビリティ	<p>二 公安職給料表 ニ 又 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>職務の級 (略)</td> <td>基準となる職務 (略)</td> <td>機関 (略)</td> <td>職務 (略)</td> </tr> <tr> <td>七級 (略)</td> <td>1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 警察本部の部主管課の次席の職務 4 警察署の次長の職務 5 特に困難な業務を行う課</td> <td>警察本部 (略)</td> <td>一 一十三 (略) 十四 一十三 (略)</td> </tr> </table>				職務の級 (略)	基準となる職務 (略)	機関 (略)	職務 (略)	七級 (略)	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 警察本部の部主管課の次席の職務 4 警察署の次長の職務 5 特に困難な業務を行う課	警察本部 (略)	一 一十三 (略) 十四 一十三 (略)								
職務の級 (略)	基準となる職務 (略)	機関 (略)	職務 (略)																												
七級 (略)	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 警察本部の部主管課の次席の職務 4 警察署の次長の職務 5 特に困難な業務を行う課	警察本部 (略)	一 一十三 (略) 十四 術科・現場 対応指導 室長 十五 一十三 二 (略) 三十三 自 転車小型 モビリティ																												
職務の級 (略)	基準となる職務 (略)	機関 (略)	職務 (略)																												
七級 (略)	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 警察本部の部主管課の次席の職務 4 警察署の次長の職務 5 特に困難な業務を行う課	警察本部 (略)	一 一十三 (略) 十四 一十三 (略)																												

備考 三十八 (略)	(略)		
	(略)	6 長補佐の職務に困難な業務を行う課長の職務	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	イ対策室 長 三十四―三十九(略) 四十警備 対策官 四十一―四十四(略)
備考 三十八 (略)	(略)		
	(略)	6 長補佐の職務に困難な業務を行う課長の職務	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	三十二―三十七(略) 三十八―四十一(略)

附 則

この人事委員会規則は、令和六年四月一日から施行する。